

12月2日告示し、7日投票を行う計画をしておりますが、住民投票の適切な執行を確保するため、合併問題について、町民が意思を明確にするため必要な情報の提供を、投票日の前日まで積極的に行っていくつもりです。

続いて、諏訪6市町村の合併について、私の考えを述べさせていただきます。

この合併に富士見はどう向きあい、どう受けとめて行くのか。

合併に加わるとすれば、今日、明日、将来どうして行くのが住民にとって一番いいのか。

合併に加わらないとすれば、国が将来地方自治体に対して、どんな手だてをして来るのか、今ある限りの力を尽くして調べて来ます。

辛抱のいる長い作業を真剣に続けて来た結果、町は将来に向けてより高い福祉と快適な生活環境を確保なものとして住民に約束するには

合併に加わる

と判断しました。

町民の皆さんが色々な不安を持つなかで、「最大のもの」「周辺部の住民が、圧倒的に人口の多い中心部の思った通りに動かされるのではないか」という心配は、一つ一つ検討した100項目あまりのなかで、数字を上げて消しあつて来ました。中心部の考え方で、周辺部が不利になると言うことは、避け

られると考えます。

合併をする市町村間での、利益の片寄りが無い様に努めなくてはなりません。また、国が財政的に苦しくなつて、交付税の減額をして来ると考えられるなかで、より高い福祉とよりよい生活環境を住民に提供するには合併が賢明であると考えます。そう考えることが今日町を預かり責任を負う者の取るべき道であると判断しました。議員の皆様をはじめ、町民の皆様に、事情ご賢察いただけますよう呼びかけます。

町では、地区懇談会のほかに、団体、グループなどから、市町村合併についての情報をお届けし、意見交換させていただく出前講座のお申し込みをお待ちしています。お気軽にご相談ください。

住民投票

Q & A

Q 住民投票の時期は？

A 町民のみなさんに合併問題について十分な理解や議論をしていただくためには、ある程度時間が必要です。しかし、「諏訪地域6市町村任意合併協議会」の基本方針では、合併特例法の期限内（平成17年3月）での合併を目標

として協議が進められていることや、相手市町村あつての合併であることから、できる限り早い期日での実施が求められています。町では、これらの事情を総合的に判断し、「市町村合併について考える」住民懇談会の開催後の12月7日に住民投票を実施することとしました。

お知らせ

諏訪地域6市町村

任意合併協議会

諏訪地域6市町村任意合併協議会は、8月までに12回の会合が開かれました。

8月29日の会合では、新市の建設計画案を検討してきた小委員会

から最終報告を受け、計画案を了承しました。

このほか、本庁機能の位置についての調整案取りまとめは、6市町村長の合意ができておらず、次回以降の協議へ先送りされました。詳しくは、諏訪地域6市町村任意合併協議会事務局より発行されます「任意合併協議会だより」をご覧ください。

任意合併協議会の主な協議結果

協議項目	協議結果
広報事業	広報紙は月2回発行とし、情報化に対応した広報の積極展開を目指す。その他の広報事業は、現在の事業を基本に、新市で調整し実施していく。なお身体障害者、外国人等を対象とした広報についても充実して実施する方向で検討する。
中小企業融資制度資金	6市町村の現況を踏まえ、新規の融資制度を設け、制度の内容については、6市町村で合併時までに検討し調整を図る。
農業振興市町村単独助成制度	新市において各地域の実情を考慮し、各地域の特色を生かしながら必要に応じて制度の見直しを図る。
農業振興団体補助	新市の農業振興を図るうえで、引き続き実施していく。
主要な観光イベント事業	現行のまま継続する。新市としてのイベントの構築を図る。 ○具体的な調整内容 長年地域の特性を生かし住民に親しまれてきた「地域密着型」の各種イベントであり、現行のまま継続していく。新市において新イベントの開催を検討していく。
学校給食の実施・学校給食費	学校給食は引き続き実施する。学校給食費は合併時に現行を基本に統一する。
図書館管理運営事業	新市において引き続き運営する。貸出数・貸出期間・使用料・手数料は合併時に統一する。なお、休館日等その他の必要事項は住民の利便性の向上を図ることを基本に調整する。図書館ネットワークシステムについては継続する。
放課後児童クラブ(学童クラブ)運営事業	現在ある施設をそのまま使用していく。利用料等については当面現行どおりとし、合併後3年以内に調整する。
防災会議及び地域防災計画	防災会議については、事前に「新市防災会議条例」の原案の作成を行い、新市発足時に一本化してスタートできるように進める。なお、水防協議会が別組織となっている町村については、事前に防災会議と統合する方向で検討を進める。地域防災計画については、市町村の計画を基に「新市地域防災計画」の素案を作成し、新市発足後の防災会議に図り決定する。
交通災害共済	新市において長野県民交通災害共済組合に加入し、交通災害共済事業を実施する。会費の徴収方法等については、6市町村で合併時までに調整する。